

VI 社会保障審議会福祉部会意見書 (平成18年12月)における主な指摘への対応状況

介護福祉士制度の見直し

役割、責務等の見直し	⇒	改正法案で定義規定・義務規定を見直し
資格取得方法の見直し	⇒	改正法案でそれぞれの資格取得ルートを見直し * 具体的な施行期日や福祉系高校ルートの経過措置の適用期間については、意見書の趣旨を踏まえ、法案作成段階で決定。併せて、法案作成段階で、准介護福祉士の仕組みを創設。
教育カリキュラム等の見直し	⇒	専門家・実践者による作業チームにおいて、 現在、検討中
国家試験の在り方を見直し	⇒	
介護技術講習の見直し	⇒	
専門介護福祉士(仮称)の検討	⇒	有識者・関係団体による検討の場を早急に 立ち上げて検討予定
介護職員基礎研修の取扱い	⇒	介護福祉士の教育カリキュラムの見直しの結果を受け、 介護職員基礎研修の在り方について検討を行い、その 結果を踏まえて検討予定